

第十六回
參議院通商產業委員會會議錄

昭和二十八年七月二十七日(月曜日)午前十一時六分開会

出席者は左の通り。

委員長 中川以廣君

松本
昇君

委員

石原幹市郎君

○理事(松本昇君) それでは只今より通商産業委員会を開会いたします。

カルテルを認めてることに相成つておる
のであります。而もこの場合におきま
しては、所定の条件があればいいとい
うことになつておるので。それと対比

動性を持たしたほうが適当ではないかと、こういう考え方から政令によつて指定する。理論でなしに実際の行政の動かし方の便宜といふような点を頭に

次に第三十二条の一の利子補給の問題であります。今回は年五分を限度として利子補給をするということになつておるのであります。その狙いと

[Redacted]

- 特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
- 武器等製造法案（内閣送付）
- 輸出取引法の一部を改正する法律案（内閣送付）

たことによつて何でも指定できることだ、従つて業種指定は要らんのじやないか」という御意見のようであります。が、一応御尤もであります。先般御説明申上げましたように理論的に申しますと、独禁法の今回の改正によりまし

でありますて、この点論議をすればこ
れはいん／＼尽きんと思ひますが、私は
その点を要望をいたしておきました
その点につきましての質問はこれ以上
申しても限りがありませんので打切り

		衆議院議員
政府委員	通商産業省 通商産業局次長 通商産業省 重工業局長 中小企業厅 振興部長	古池 信三君 松尾泰一郎君 葦沢 大義君 石井由太郎君
事務局側	常任委員 会専門員 常任委員 会専門員	山本友太郎君 小田橋貞寿君
○衆議院議員(小笠公韶君)	御指摘の 通り、本法発動の前提条件としての不 況事態の要件を挙げたわけでありま すが、結局は業種の指定をしないほう にになつて来ると思うのであります。 て、むしろ何でも指定できるということ は、結局は業種の指定をしないほうが 実情に合うんじやないかというようだ ことが考えられるのであります。が、こ の点について御意見は如何でございま しょうか。	私は思うのであります。今回はそれが いに彈力性がついて幅がてきて来たわ けであります。が、それだけに指定しよ うと思えば何でも指定できるといふこと になつて来ると思うのであります。 て、むしろ何でも指定できるということ は、結局は業種の指定をしないほうが 実情に合うんじやないかといふようだ ことが考えられるのであります。が、こ の点について御意見は如何でございま しょうか。

いうことが一つと、それから企業の実態、個々の企業の実態が弱小であるという事実から見ますると、カルテル結成の要件としては不十分だ、大企業の場合よりも困難だ、ということが私は言い得ると思うのであります。そういうような点から考えまして、而も業種が非常に多岐に亘つておるということでも言い得るのでありますから、前に法律で一々現行法のように規定しておるのよりも、一応政府が中小企業対策の順序をやつて行く上において手がかりを与えるという意味において、政令によつて指定して行くという便宜主義を講じたほうが適切な立場であると、私は思つてゐる。そこで、この問題は、まず第一に、何が中小企業の定義か、これが不安定になるでありますから考えてまして、今中小企業として特定の業種が安定しておつても、やがて現状でありますので、かような事情と、今回恒久立法になつたといふ点から考えまして、今中小企業として特定の業種が安定しておつても、やがてこれは不安定になるでありますから、或いは又現在不安定でも或る場合には安定する時期も一時的にはある、も知れんというような点をいろいろ併せますと、今回中小企業安定法というものが恒久立法となつた機会に

見るに、これがを更に三分五厘にするといふのでありますと、今回の五分を限度とする利子補給で中小企業に対した場合に、それでもなお七分五厘だ、現在の造船資金のほうでは現状でも七分五厘だ、これを更に三分五厘にするといふことになりますと、私は非常にバランスがとれんと思うのでありますと、中小企业の中でもいよいよ損失額甚大な状態で、大企業で言うならば、不況カルテルを結成する条件と同じ条件、或いはそれ以上の条件にあるといふ

合に、利子補給をやるのが五分じやどうしても少い、むしろ五分を限度とする」と書いてあると、そのときの情勢によつて或いはもつと高い利子補給ができるといふことができなくなりはしないか。さような考え方を持つのであります。この点について御意見は如何でありますか。

○衆議院議員(小笠公語君) 現在政府のやつておりまする利子補給の制度、又一面から申しますと、政府資金の放出に際しての金利の問題は、農業関係におきましては御承知の通り、凍霜害等におきましては三分五厘、ものによりましては「利子の段階がある」とは御承知の通りであります。これを今回のおきましても御指摘の通りでござります。私は率直に申しまして、今商工中金の金利一割二分五厘、長期資金につきましての金利といふものを不得べくんばもつと下げたいといふことを感ずるのであります。先般御審議のあつたはずの中企業金融公庫におきまする金利が、政府の説明は一割になつておりますが、これを衆議院におきまして、七分五厘に下げるといふ要望を附帯決議にいたしておるようではあります。できるだけ中小企業へ安い金利の資金を補給していくといふことはこれから努力をしなければならんと思うのであります。その金利を幾らにして、そうして補給すべき限度をどうするかということになりますと、金利の高さとの見合ひの問題もございますが、一応通常規定されどおりに五分といふような限度を実は採用いたしたのであります。特に説明に申上げましたように、本法制定の際に、現行法の制定の際の決議にそ

ういうふうな規定もあるし、あれこれ考えまして、五分を限度として利子補給をすることにいたしたのであります。特に一つ考えられることは、農業資金或いは鉱山、船舶に対する資金と違いまして、中小商工業の資金といふものが今度は調整資金の補給という問題が長期の場合と又短期の場合があると思うのであります。が、特に生産調整といふふうな場合を考えて見ますと、比較的短期だ、まあ半年か一年といふ期間の資金が多くを占めるのではないかと考えるのであります。そういう期間の資金が多くを占めるのを見合ひが一応それやせんかということを私は考えておるのであります。

第三に、今回この中小企業安定法とい
う形において恒久立法ができるとい
うことについて、政府は同意をしてお
るのかどうか。と申しますことは、
これで恒久立法になりますると、相当
統制的な内容も随度に盛り込まれてこ
れが法律になるのであります。而も子
には臨時立法でなくて恒久立法だとい
うことになるわけであります。更に又
今回政府提出で出ております輸出取引
法の改正法律案、これも内容から見ると
いふと、実に統制の強度に行い得るよ
うな法律になつておるのであります。
又武器等製造法案、これを見ましても、
その内容は事業免許制まで布いて行こ
うということでありまして、統制の色
が實に濃い法律と言わざるを得ないの
であります。従つて私は、政府が從来
統制といふものはむしろ極力外して行
く、そういうふうになつておつた、現
政府としては、非常に大きなことに方
針の変化が起つておるということを肯
定せざるを得ないと思ふのであります
て、この点については政府から私は確
たる方針を聲明してもらいたいと思う
のであります。自由主義経済とこれらの
法律に潜んでおります大きな統制の而
も強度に行い得るような行き方になつ
ておるといふ点についての相互の関連
性をはつきりとしてもらいたいといふ
ふうに考えるのであります。その点は政
府の相當なたに出で頂いてはつきり御
説明を願いたいと思うのであります。

○衆議院議員(小笠翁韶君) 今豊田委員の御高見でありますと、政府との関連におきましては、当然政府の答弁があるはずであります。本法の提案に当つて政府と連絡したかといふ、こういうお話をあつたようであります。これは連絡をしております。その点だけ一つ御了承願いたいと思います。それで今の御質問の中で私の私見を申し上げますと、独占禁止法の一部改正、又輸出取引法の一部改正、中小企業安定法の一部改正、これらに共通の点は、不況切抜策としての調整事業を認めるという点に重点があること、従いまして経済の基調に大きく旋回をしておるのだという考え方私は適当でないというふうに考えております。

承りたいと思いますことは、この附則の第二項に、「左に掲げる業種は、改正後の第二条第一項の規定によりて指定されたものとみなす。」というので、こういうように列記してあるのであります。が、もとの別表であります、そこで承りたいと思いますことは、政令で定めるのでありますからして今後いろいろなものがたくさん認められると思うのですが、この附則にだん／＼と加えて行くんですか、これからどんどん／＼認可されたものは。

ただ私どもの手許に成るほどこれは将来当然政令によつて認可されるべきものとみなすというような業種からいろいろな陳情も出ておるのですが、こういう法律の形態で行きますが、認められたんだというような感じを抱くのですけれども、全然これはそり追加して行こうというのです。

○衆議院議員(小笠公韶君) 新らしくうしますと、法律が成立いたしましたと、ずっと永久にこのままの形で残るわけですか、それとも新らしいやつはやはり追加して行こうといふのですか。

塵なりの場合よりもより業態の実態を把握できるのじやないか。こういうような考え方で実はおるのであります。

先般も石原委員から誰かからお話をありました関連事業者の利益を不當に害すること、害する場合は認可してはならないといふ場合には、関連事業者の利益、事業者にどういふ影響を及ぼすかといふことを審査、調査するの義務を政府は負うものと実は私は考えております。その義務遂行上、

今申上げましたよろしく専門委員会といふようなものを作つてこれをやつて行政を政府は負うものと実は私は考えておりますが、それが法文の中に出ておるのではありません。その義務遂行上、

申上げましたよろしく専門委員会といふようなものを作つてこれをやつて行政を政府は負うものと実は私は考えておりますが、それが法文の中に出ておるのではありません。その義務遂行上、

二項は「審議会は、会長一人及び委員五十人以内で組織する。」この五十人が今回三十五人になりました。第三項として「会長及び委員は、」云々、こ

れが任命するといふことに相成つておる

のであります。この中で今回「会長及

び委員は、関係行政機関の職員及び学

生院議院議員(小笠公韶君) 法文の現

行法第三十三条规定、「」の法律の施行に

通商産業省に中小企業安定審議会を置くといふことに対する、比較的過ちがないのではないかといふふうに考えておるわけであります。

○岸尾一君 お話を点は私もよくわかれます。わかりますが、実際こうじう

不況カルテルその他に対する、或る

場合においては相当敏感に事態に応じ

て措置をするといふことにならなければ

ならん。それはやはりよく情報を知

つたところで平素それを担当しておる

者がやるといふことがこれは一番早い

と思う。それで今のようなやり方で、

例えばいろいろな意見の軸格ができた

といふような場合になりますと、これ

はなかく実際の問題といたしまして

は簡単に行かない、却つて事態を紛糾

させるといふようなことになりはしな

いが、それは中小企業といふものを一

つの官庁でおやりになるのはいいけれ

ども、その点は審議会等は通産省にお

いてそうして統一的におやりになるの

はいいけれども、今の実際に即応する調

害しない「不当」というのは、そのリミッ

トがどの辺にあるのでございましょ

うか。至つてほんやりしておるよう考

るんじやないか。こう私は考えておるの

であります。御参考までに申上げます。

審議会を作つて影響するところをよく調べた上でやるのだ、こういうお話をあります。それが法文の中に出ておりますか。

○衆議院議員(小笠公韶君) 法文の現

行法第三十三条规定、「」の法律の施行に

通商産業省に中小企業安定審議会を置く」と第一項がそうであります。第一

項が「審議会は、会長一人及び委員

五十人以内で組織する。」この五十人

が今回三十五人になりました。第三項

として「会長及び委員は、」云々、こ

れが任命するといふことに相成つておる

のであります。この中で今回「会長及

び委員は、関係行政機関の職員及び学

生院議院議員(小笠公韶君) 海野委員

関する重要な事項を調整審議するため、

通商産業省に中小企業安定審議会を置く」と第一項がそうであります。第一

項が「審議会は、会長一人及び委員

五十人以内で組織する。」この五十人

が今回三十五人になりました。第三項

として「会長及び委員は、」云々、こ

れが任命するといふことに相成つておる

のであります。この中で今回「会長及

び委員は、関係行政機関の職員及び学

生院議院議員(小笠公韶君) 海野委員

が任命するといふことに相成つておる

のであります。この中で今回「会長及

のではないか、こういうことをこの前申上げたのですが、そのことにつきましてはつきりした提案者の御信念のほどを承わりたいと思うのであります。

○衆議院議員（小笠公爵） 本法を制
定するに至りました、即ち第十四回
会におきまして本法が通過いたしまし
た際におきました提案の理由といふ
ものがすでに御承知のことだと思うの
であります。が、不況事態に応じて中小
企業の不当な競争、無謀な競争といふ
ことによつて中小企業がだん／＼に悪
くなつて行くということを防止するた
めに、この法律を作つた、こういうこ
とにあります。で今回はその
大黒柱で立つておるところの一部を模
様替をするといふことであります。の
で、第十四回国会におきまして提出され
たときとの狙いは全く同様でございま
す。私は私見に亘りますが、日本の今
日の経済の実態から考えますとときに
に、特に中小企業の日本の現状といた
ものを考えますときに非常に数が多い
い、そらしてその各事業者が比較的経
済的に弱い力である、これが不況を受
けますと、ともすれば無謀な競争に入
つて行き勝ちであります。無謀な競争
もありましようが、それでは日本の中
小企業界に無用の混亂を巻き起すこと
のみならず、最も困として優秀な企業
或いは必要な企業の存立がその無謀な
競争の過程において存立すると保証は
私はできないと思うのであります。そ
ういうような事情から考えますとき
に、どうしても中小企業者には何らか

そういう事態に応じては、外からつづり棒をしてやる、つつづり棒をする
ことによつて、共同動作をとることによつて不況を切抜けて行くという施策
が必要だと私は思うのであります。この点は先ほど豊田委員からも、経済運用上の原則論についての考え方がありましたが、私は十四国会におきまして、こういう法案が通つたということは、この事実に着目して何でも自由放任主義で行けるんだといふ考え方修正を来たしておるといふ一つの例だと私は考へておるのであります。そういう趣旨におきまして特に中小企業といふものが、社会生活におきまする中産階級と申しますか、中堅階級とありますので、これの維持といふものは経済的要因以外からも考えまして、その不況時における混乱を未然に防止していく措置が必要であると私は考へております。

ましても入りたい人が入つてやつて行く、入る人が少くとも同じ事業を営んでおる者の三分の二以上が、少くともその生産業の二分の一以上が当該業種で中小業種によつて占められておる、いろいろな条件が実はあるのであります。この組合を作つて調整事業をするには御承知の第九条にその点がはつきり書いてあるのであります。組合員の総数が当該業種の全従業者のうちの二分の一以上があり、且つ組合員の三分の二以上が中小企業者であるのでなければこの組合を作ることができないということに実はなつておるのであります。これが最小限の組合構成要件でありますから、この構成要件を例えば最低でも調整組合を作つたといたします、そろすると、約二分の一弱といふものが組合の外におけるわけであります。外におつてそれぞれの目的に従つて動いて行くことができるということに実はなつておるのであります。ここに問題があるのでありますて、任意カルテルである、任意カルテルでありますから、そういう特殊な技術、特殊な考案をしておる人が若しも個々に組合に入つて一緒にやつて行くという必要があれば入るし、入りたくないければ外におつてやつて行く。併しながら一面においてそろな狙いが外にある者によつて潰されてしまうことでは組合の運営がうまく行かないという心配があるのであります。

上けるまでもなく、カルテルの問題に対する反撃の基礎は、一つは企業の創意努力の、何と申しますか、怠らせるとして、最小限の必要に応ずるといふ限界を切ることが先ず大事でありますと同時に、日本の今日の与えられておる経済界の実情といふものが、海野委員の御指摘のように、できるだけ新らしい考案新らしい技術によつて新らしい生産方式をとるよう指導して行かねばならんといふ要請があるわけであります。従いましてカルテルの運用に当りまして、そういうものを減却するような方法はとつてはならないであります。ただ問題の一つは、とあればそういうふうな場合があるが故に、カルテルはいかんのだ、進歩をとめるのだと、こういふ極端な議論をする向きがあるのです。併しそれは当然なりますのであります。併しそれは当然なりますときには、新らしい新規の考案をする者に対してそれを助成して行くといふ途は十分に開かれる余地がありますのみならず、一面においてカルテルを認めざるを得ないような経済事態におきまして、当該産業の維持を図るということが、経済再建への私は一つの礎石になると私は考えておるのであります。

これはその戦力そのものであるとは見ていられないわけでありますから、憲法上この武器を製造するということは憲法違反というふうには考えないわけであります。ただ戦争放棄しておるのであるから武器を造つてはいかんのだ、こういうお考え方、一つの立場からするとお考え方だと思いますが、現在の法律体制の中においてはそこまでは法律体制が及んでいないのであります。従つて武器を造るということは現在の憲法の下におきましても抵触しない、こういうふうに考えております。

○澤野三郎君 昨今朝鮮においては休戦会談が繰り返せられ、アジア諸国は挙げて平和の方向へ今迫つておるのであります。が、この武器製造ということでも私は産業の方面から眺めまして幸先決して明るいものではない、永久に続かないものだというふうに考えます。そういたしますと、永久に続かない、その続かないものであるからして政府はそれを如何に考えておられるか。この武器製造を以て日本の産業がますます発達して行く、というふうにお考えになつておるか。私はこの武器製造に対しては甚だ苦しい見通しを持つておるものであります。世界の今日の情勢から、殊にアジア方面の平和の回復がアジアにも響いて来ております立場からして、この武器製造法に対しましてはむしろ消極的な考え方を持つて行かれるのが当然ではないかといふふうに考えるのであります。が、どんなものでございましょうか。

○政府委員(董沢大蔵君) 只今駐留軍の需要いたしておりますこの武器、大体只今までに七千万ドルぐらいになつておりますが、これもまあ明年どのくらいの発注があるかということであ

りますが、大体向う側の話では今年程度はあるといふことを向う側は言つておるわけであります。ただ明後年、更に三、四年あとどうなるかといふことは、まだ向う側も明確なことを言えない段階であります。ただそいつた前途に対して武器といふものは産業上こうじう平和的な空気の中でだん^ク需要がなくなつて來るのではないかといふ御説に対しても或いはそうかも知れない。併しながら又一方翻つて見ますと、東南アジア諸地域からこの武器の輸出につきまして相当引合いが参つております。現にタイ國から注文がございまして、これは日本製鋼が受けたのであります。すでに輸出の契約がでてきております。まあそいつた海外に対し武器をどん^ク輸出して行くことがいいか悪いか、これは現在の日本の政治的な情勢等から見まして、好戦国民といふか、或いは侵略国民といふか、そういうような海外からの思想等を考慮いたさなければなりませんから、直ちに輸出の引合いがあるからどんどん^ク造つて輸出して行くのだといふことはどうかと思ひますが、いずれにしてもそういう情勢もあるわけであります。仮にこうじうものの、併し需要が御説のようになくなつて行くといふことにいたしましても、現状のように全然武器の生産を放置しておく、何人がどんなに造つてもよいといふように放置いたしますことは、却つて今日の事態に即応しないといふふうに考へるわけであります。本法案の仮に御説明のように、武器の需要といふものが減少していく場合におきましても、武器生産につきまして一定の規制を加えるとということは必要であるといふふう

○政府委員(葢沢大義君) これは武器の種類が、御承知のように非常に多數にあります。が、仮に今年程度の七千万ドルといふ發注があるにいたしましても、その中の種類がすべて今年度と同じであるというわけには参りませんと思ふわけでありまして、銃弾なり砲弾なり、或いは砲なり小銃なり、いろいろその中の部類で発注額の変化があるわけであります。そういうものを具体的に向う御とよく打合せをいたしまして、本法においてはその基準を作りますにつきまして、生産審議会といふものを設けてあります。そこで一応の基準といふものを作立てて頂きました。その基準に基準に基きまして武器の製造の許可といふことが行われるわけであります。が、現在武器の生産をいたしておりますものは十社ぐらいあります。ところが希望いたしておるのは六十社ぐらいあります。これは無論種類によつて違つうだけでありますけれども、そういう状態でありますので、單に放置いたしますことは、これは極めて危険であるとうふうに考えておるわけであります。

○小松正雄君 私は先般の武器製造法案の委員会でいろいろ御質問申上げておりますので、特にお聞き申上げたいと思う点は……今の同僚委員の御質問の中になりましたが、この武器の種類についてのものについて御答弁がどうもほつつきりしなかつたのですが、もう一遍言つて頂きたい。

○政府委員(葦沢大義君) 原案に示してある案以外には製造はいたしませんか。

○政府委員(葦沢大義君) 中で政令を以て定めるものといふうに法律で規定をいたしてあるわけでありまして、その政令の内容といたしまして、第二条の四の「爆発物を投下し、又は発射する機械器具であつて、政令で定めるもの」それから四、五、六と政令で定めるものといふものがありますが、これが法律に明記してありませんのですが、政令で定めるといふうに予想をいたしておりますものがあるわけでありまして、その点が法律の上ではお説のように明確を欠いておるわけであります。そこで「政令で定めるもの」という規定の中で、投下弾、ロケット弾、手榴弾、地雷、機雷、爆雷、魚雷などいろいろなものを予想いたしておるわけであります。

それから次の五号の政令で定めるものといふものには、銃剣及び戦車といふようなものを予想いたしておるわけであります。

○小松正雄君 今までの御答弁の中で、発注があつたものに對して製造するのだ。そこで、発注をするほうの側から、政令で定めてあるもの以外に注文をされた、発注されたという場合に文は、製造いたしませんか。

○政府委員(葦沢大義君) この法律に定義いたしております武器以外の発注がありましたが、この法案の適用を受けないといふふうに考えるわけであります。そういうふうのを作つてよろしいか、或いは注文をどういろいろなにするかということは、他の法規に

○小松正雄君 そういたしますと、これら武器を造る業者といふものは、政府のほうで特定業者として指定することになつておりますか。指定するに考え方でありますか。例えば製造する会社を指定する考え方でありますか。

○政府委員(董沢大蔵君) 現在すでに製造いたしておりますものにつきましては、この法案の附則におきまして、事業の許可があつたものとみなされるということになつておりますが、本法が施行になりましてから新たに製造しようといふものは、許可を受けるということになりますて、許可があつたならば製造ができるということになるわけであります。

○小松正雄君 その許可を与えるのは、所管大臣が許可を与えるのですか、どうですか。

○政府委員(董沢大蔵君) お説のように所管大臣であります。

○董田雅孝君 ちょっと関連しておりますから……只今の質問に関連してお尋ねしたいのですが、MSAを仮に受諾したような場合には、今回の武器等製造法案の關係では到底足らないので、他の構想を以て臨まなければならぬというふうに考えるべきでしょか、この点についてどういうふうに……。

○政府委員(董沢大蔵君) MSAの受け方がどうなるかといふことは、目下交渉されておるようでありますので、その内容、成果につきましては、只今何とも申上げることができないのであります。私どもの予想をいたしておりますが、そこでは、仮に従来のようになりますところでは、仮に従来のよう

ことをきめたことと、それから「著しく過大にならない」という解釈ですね、それはどういうふうに承知したらよろしいのでしょうか。

○政府委員(葦沢大義君) この製造能力の基準は、やはり発注額といふものが一応の判断する材料になるわけありまするが、そのときの発注量、これは半年なり或いは一年間というものを、

的確なものが予想されれば一番よろしいかと思うのであります。その発注量に比して著しく製造能力が過大にならないといふことが先ず第一段階として考えられるわけであります。著しく工程変の状況であります。これは

非常に具体的にはむずかしい問題でありますて、発注量の一、二割を上回る

ものを以て適當と見るのか、或いは半分くらい上廻るものを以て適當と見るのか、それ以上が過大であるかどうか

という判断は非常にむずかしいと存ざるのでありますが、そういう点につきましても、この審議会において十分

○小林英三君 今の第三号の著しく過
ておるわけであります。

大にならないということの御説明を開きます」というと、勿論これは駐留軍のいわゆる特需における来年度の量、口

今七千万ドルというお話をあります
が、その量にマッチするようないわゆ
る許可をして行こうということから来

ておるのではないかと私は想像するのであります。が、その通りに解釈してよろしくございましょうか。

○政府委員(草沢大義君) おおむねこう
ういう線で考えておるわけでありま
す。

大きな問題なんですが、先ほど海野君が御質問したことと多少背馳するような嫌いがあるかと思うのであります。が、これはまあ總理大臣にでも聞けばいいような問題と思うのですが、併しこういう問題を専門にお扱いになつておるところの局長に承わつておきたいと思うのです。

日米安全保障条約によりまして、独立後の日本が、アメリカの援助によつて我々は平和を守り、又日本の國土を守つておるわけであります。併し独立國となつた以上は、いずれ國力が充実いたしまして、将来、いつか知りませんけれども、いつかそういう事態が当然来るであろうと思う。いわゆる自衛軍を創設するという問題が国会でやがましくなつておりますが、併し独立国であります以上は、國力が充実して、そうしてもういいという時代が来たならば、これは自衛軍を置くといふ、我々はそういう論拠を持つてゐる。これに反対している諸君もかなりありますようが、私どもはそう考えておる。そういうような時代が将来來たときにおいて、そういう急に武器の製造をして行くということは、これはなかなか容易ならざることであります。どうしてこの武器を造つて行く上におきましては、技術的にも、設備の上にございましても、十分に訓練されたメーカーがいなければ、そういう憲法を改正して、日本の國民の総意によつて、したときに、今日のこのように、能力が著しく過大になつては困るのだといふことを設すべきじやないかというよくなつた代が何年か後についたと仮定いたしましたとしても将来独立國日本が自衛軍を創設すべきじやないかというよくなつた代が何年か後についたと仮定いたしましたとしても将来独立國日本が自衛軍を

て規制をしておる。併しこたびそちら工場を創設して、そらして武器をどんどん造つて行くといふよくなことはできないわけです。どうしてもあらじめ予備の時代が必要だ。そうして充分に職工の技術を訓練し、工場の設立を十分に充実してやつて行かなければ、立派な武器はできない。つまり泥棒が入つてから繩をなうというよなことはできないはずです。仮にそういうような時代があると仮定いたしましたときににおいて、局長はこの武器工場の問題についてどういうお考えを持つていらつしやいますか。

○石原幹郎君 私も只今の小林委員の御発言とやや関連するのであります。が、武器製造業といふものは、これで将来日本の自衛力の漸増、或は又本の輸出産業、そういう問題等とも密接して、武器製造業といふものは、必ずしも、何といいますか、直ちに軍事力を増すとか、そういうことばかり関連でなしに、日本の一つの産業としても考えて行かなければならぬ。それでも考えて行かなければならぬ。しかし、何といいますか、直ちに軍事力のこととどうすることを私聞いておきたい。

○政府委員(董沢大義君) 武器は、ほども申上げましたように、駐留軍発注を現在唯一の対象需要先としたておりまして、輸出の面におきましても、タイ国から榴弾の注文があまして、一件これが成約しておるとうような状況であります。殆んど駐軍一本であるという状況であります。産業としてはこのように注文者極く限定されておるといふものは非常に少いものだと思うわけであります。これが現在ドルを以て支払われるにによりまして、一種の輸出貿易に準する産業の性格を持つておるというのであります。そういう意味にして、これが現在ドルを以て支払われるにによりまして、一種の輸出貿易者に、蟻が砂糖に付くように殺到しまして、みずからが競争のために互いに出血し合つて商売をして行くべきことは、如何にも無駄なことになります。これについて規制をいたしました。ということは、現在の状況において最も必要なことであるといふように存す

は、無論通産省の立場といたしましては、政治的に何ら顧慮なくそういう産業が輸出としてできるということであれば、輸出貿易の上において非常に大きな寄与をすることとの期待が寄せられるのであります。が、そういう事態が今日の前に展開して来るといふふうに考えられませんので、武器製造業に対します考え方は現在のこの駐留軍に対する納入といふ意味において武器製造事業の特殊性があらうかといふうに存じておるわけであります。

○石原幹市郎君 現在の段階における考え方としては、それは無理からんことと思いますが、この長い間日本はやつぱりこういう産業については空白があつたのであって、曾つては日本のこういう技術は相当高度なところへ私は来ておつたと思うのです。又将来、こういう武器製造とかいう名前で言えば何でありますかが、局長もさつき言つたように、これは一種の精密機械工業に関連が深いものであると思うのでありますし、こういうものが将来技術的に向上して行けば、後進国からのまあるい／＼の注文なり指導等も仰がれるよう立場にならんとも限らんのです。あつて、そういう観点から見て、もう一回武器製造業といふものは、名前は今武器製造を育成助長するといふようないことを言えども、日本、曾つては非常に高度なところまで行つた一つの産業であると考へて、どういふ考えを持つておられるか聞いておきたいと思ひます。

互つての海外諸国との貿易における武器製造的地位といふものは、確かに石原さんのおつしやつたように、そういう展望を我々としては期待をいたしました。いろいろふうに存するわけでありますて、そういうふうな発展といふものの基礎といたしまして、現状において如何なるならば助成をしたらいいかという問題になるらうかと思うのであります。が、現在といたしましては、この法案の程度を以て出発いたしまして、お詫びのよくな要請が参つたときに、更に一步進んでこの育成と申しますか、対外貿易助長という意味においても、或いは機械産業の中核であるという意味においても、いろいろな手が打たるべきであるというふうに存するのであります。

との競争、やりたいからやるんだといふような競争を一応排除いたしておりますので、無益な競争から一応保護されると、いふ態勢はあるわけでありまして、この態勢を基盤といたしまして武器産業の将来を考えるという意味においては、これは一つの意味を持つておるというふうに存ずるのであります。その上に更に、この法案ではございませんが、少くもこういうものが、健全な事業を運営して参るということになりまするならば、どうしても注文のほうが現在のように非常に特定な限られた、又長期の発注見込というようなものがないものでありますので、設備資金の斡旋、或いはこれら武器を造ります機械につきましての償却につきまして特別な割増償却というような

○政府委員（喜沢大蔵君） 現状においては多少無理があるかとも思ひます
が、少くもまあ暫らく当座の間は現状を以て、別に人員の増加等の必要はない
ふうに考へておるわけあります
○白川一雄君 只今石原委員がお尋ねされて來たのであります。これによつて役所の人員を更にどうこうしよろしくやうに得ると、いう自信を持つておられるのでありますか、どうでありますか。

関しまするいろいろな問題につきまして、無論現在も向う側と通産省はいろいろな話し合いをしておりますので、ども重複したようなことはないよう考えておりますが、ただ本法案が無独立国の国内法でありまするので、うがどうこうといふ筋合ひのものでないといふふうに思います、御指のように、向うとの関連性の問題が当出で参る問題でありますので、うと打合せも済んでおります。その何らそれから来るトラブルは私はなとうふうに考えております。
○白川一雄君 下請工場につきましても、現在の特需の状況を見ますと、方自身が下請工場を調べて、それを請するのに適格性があるかどうかと、事柄をよく見た上において初めてブルーバルというものを出して下請

○石原幹市農君 そういう問題に限らずして、どうもこの法律をちょっと眺めて見ますると、それから最初の提案理由の説明があつたとき等から考えて、たゞこれは過度の競争防止というような意味だけの法案でありまして、武器産業といふものに対しても育成保持と言えぱらよつと言葉が漏れ過ぎますけれども、産業的に見てこれをどういろいろ持つて行こうかというような色彩が少しもまらないように思つるので、今そういうことを希望することは無理かもわかりませんが、ただ許認可制度を設けたというだけの法律のように思つられるのでありまするが……。

○政府委員(蓋沢大義君) この法案においては、確かにお説のように、特別の育成助長措置というものは盛られておりません。本案は併しながら、許可制度を布きますことによつて、一面法的・制度的に認められたものは、徒然なる他

お説のような趣旨に本法案にはじかに
は盛つてないのですが、本法案
と並びましてそういうような措置も考
えておるわけでござります。
○石原幹市郎君 それから、これは下
請関係のものは直接この法律で取締る
ところではないのですね。
○政府委員 菊次大義君 下請業につ
きましては、この部品が、武器の定義
があります。部品につきましては、無
論下請と申しますが、中小企業者もこ
の法律の適用をじかに受けるわけでござ
ります。併しながら、いわゆる下請
業としてこの法案の定義に該当しない
ものを送つておりまするものにつきま
しては、直接の適用はないわけであり
ます。
○石原幹市郎君 それからこの許可制
度をとられるようありまするが、こ
ういう仕事がだんづく、この頃割合に

○政府委員(葦沢大義君)　この発注とすると、発注先のアメリカ側と通産省との了解といふものがはつきりついておりませんと、非常に又混亂するものが生ずるのではないかと思うのですが、現在の状態を見ますと、アメリカ側はメーカーに直接参ることになつて、聞くところによればアメリカ側にて、開くところによればアメリカむしろ日本の官庁を中心に入れることを避けておるよう聞いておる。そうすると、若しそこに了解がついていないとすれば、現在の業者はアメリカ側と交渉するだけでも並大抵でないに通産省に又了解を得べく努力しなければいかんといふことになりますが、合ひといふものがついておるのであります。ましよぶか。

さすという段階になつておりますが、その場合に通産省のほうの下請工場として適格性があるかどうかといふと先方の認定とに違ひを生ずるといふことはありませんで、しようかうかうなことは絶対ではないかと思いまが、そういう際はよく打合せをいたしまして御迷惑がかからないようになつたといふに考えております。
○白川一雄君 現状から見ますと、者は純戦後ずっとアメリカの特需接取ることに馴れておりますので、今は通産省を無視して、向うだけの合いでどんく注文をきめて行くことがあつた場合には、これをさすとか、或いは罰則を与えるといふ、何か力を持つことができるはないかと思ひますが……。

○白川一雄君 そしてまあこれは特警ののみにおいて考えておられる法案のトライブルが起るということは、私どもは予想はいたしておりません。小松委員からもお伺いになつたようよりまして、保安隊もすでにあつて、先般に、演習をするのにもアメリカ側の弾丸をもらつて演習をするといふよう現実は、私はいつまでも統くものでないのではないかという、こういうように考えておりますので、そういう場を予想されて、保安隊向けの弾丸を持つても差支えないような含みが、二条の仮書に記せられておるような気が持がするのでございますが、そういう点についてのお考えは、どんなものかと業者直をいたしました。

○政府委員(蓼澤大義君)この法案

第十一 第 通商産業委員会会議録第二十号
昭和二十八年七月二十七日

おいては保安隊の武器を造つてはいかんといふ規定は何もないわけでござりますが、ただ現在までのところ保安隊からは発注がないという状況でござります。

○小松正雄君 一、三重ねてお尋ねしたいと思いますが、武器の中に戦車などの発注があるやに御答弁があつたのであります。が、戦車の発注を受け、戦車を製造することに相成りますと、この戦車といふものは相当重要視する武器であります。が、戦車の発注を受け、戦品のために、国内は終戦後今日までの長い間空白があるために、こんな重要な戦車のようなものを製造するといふことについての技術者と申しますか、いつたような人たちが恐らくこの発注を受ける業者の中には少いのではないか。こうしたことから考えますと、さつきの白川委員からお話をあつた中にもありますように、折角造つて見たが、つまらないといふ気持ちが起つて来るということになると、業者から、何かこれがために、製造するためには、指導者でも来ておりますか。技術者——指導者ですね。

○政府委員(葦沢大義君) この法案に

おきましては、戦車の一応この武器の定義といつしまして、対象にいたしておるわけでございまするが、現状はまだ戦車を造るといふ実情にはなつております。が、直轄工場にして修理をいたしております。で、それに日本側の技術者も参加いたしておりますが、これは駐留

軍の直轄工場なのであります。本法案が仮に成立いたしますと、本法案の適用はないわけであります。が、仮に戦車の発注があつて、これを製造するといふことになりますと、御指摘のように、この技術者なり、或いは技術者の技術それ自身といふものが、相当空白状態にありますので、問題になることは御指摘通りあらうかといふふうに存するのであります。が、直轄工場で仰せられましたように思ひます。が、日本政府がどの国かに許してあるところが国内にありますか。

○政府委員(葦沢大義君) これは日本行政協定に基きまして、アメリカ軍が、その設備機械全部向うが持つて参りまして、日本側が従来、まあ主として工廠であります。が、土地、建物を提供いたしまして、労務者がマン・アワーレイドで、こちら側が労務雇入れということにならうと思いますが、といふことで向うがすべてのそれについての管理をいたしていわゆる管理であります。が、そういう個所が日本にも一、二あるわけでござります。

○小松正雄君 個所はどこですか。

○政府委員(葦沢大義君) 我々の承知いたしておりますのは、赤羽工場と、それから相模工場がこれに該当するものというふうに思つております。

○委員長(中川以良君) ちよつと小松君に申上げますが、今のは、先国会

で、予算委員会でその工場を視察いたしました。各会派で以て……それだけ

○小松正雄君 もう一、二点だけこれ

に関連しておひつと……。

○委員長(中川以良君) どうぞ。○政府委員(葦沢大義君) 懐我はまだ委員長のおつしやるよう、行政協定の中で調べればわかるかも知れませんが、とにかくここまで来ましたので、それが大きいか、先方で必要なもの何でも造るといふうことになりますか。○小松正雄君 只今御答弁の中に、直轄工場で仰せられましたように思ひます。が、何でも造るといふことになりますか。○政府委員(葦沢大義君) は、直轄工場といふのは、日本政府がどの国かに許してあるところが国内にありますか。

○政府委員(葦沢大義君) これは行政協定の既定の条文によつて読みます。ならば、一切の権利を向うが留保いた

してゐるわけでござりまするから、そいつた製造面についても、向う側としてはできないわけではないといふふうに思ひますけれども、現状は修理だけをいたしております。これは行政協定の既定の条文によつて読みます。

○政府委員(葦沢大義君) 現在は修理だけをいたしております。これは行政協定の既定の条文によつて読みます。ならば、一切の権利を向うが留保いたしてゐるわけでござりまするから、そいつた製造面についても、向う側としてはできないわけではないといふふうに思ひますけれども、現状は修理だけをいたしまして、新らしいものを生産するといふことはいたしております。

○小松正雄君 もう一つ私は聞いておきたいのですが、鍛鉄の製造業などといふものは、これは、曾つても許可事業だつたのですが、昔も……。

○政府委員(葦沢大義君) 許可事業であります。○石原幹市郎君 もう一つ私は聞いておきたいのですが、鍛鉄の製造業などといふものは、これは、曾つても許可事

業だつたのですが、昔も……。

○政府委員(葦沢大義君) 許可事業であります。○海野三朗君 そうしますと、この武

器等製造法規、これが通過しました曉には、どれくらいの範囲までお使いに

なる予想でありますか、鍛鉄は……。

○政府委員(葦沢大義君) これは法案の成立するかしないかといふこと、

○政府委員(葦沢大義君) 鉄鋼の使用量といふものは、これは密

接な関連がないのじやないかといふふうに思ひます。が、一応発注量が今年

度あります。が、一応発注量が今年

度あります。が、一応発注量が

○海野三朗君 そうしますと、この特殊鋼は軍需以外のほうは約七五%ぐら

いになるわけですか、軍需以外は四分の三ぐらいになりますか。

○政府委員(葛沢大義君) お説の通りであります。

○委員長(中川以良君) よろしくござりますが……わよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(中川以良君) 速記を始めて下さい。

それでは、武器等製造法案は、本日の審議は一応この程度にとどめたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないと認めます。さよう前に決定をいたしました。

○委員長(中川以良君) それでは次に輸出取引法の一項を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続きまして、御質疑をお願いいたします。

○加藤正人君 それでは質疑をいたし

第一に伺いたいことは、業者間の協定の件であります。今度の改正によりますと、協定は、輸出業者のみでは目的を達しない場合に限り、生産者又は販売業者と協定を締結することができます。第一ふうに書いてあるのですが、この点について、曾つて私は、生産業者が輸出業者として扱い得るかという問題について、松尾次長に、去年の六月十八日に質問をいたしましたが、その際に松尾次長の御答弁を速記録によつて見ますと、戦前の貿易組合法においても、いわゆる実績業者と新規業者といふものを如何に概念するかという場合

において輸出の意思と能力あるものは、輸出業者であるという判定をしております。

おつた経緯もございまして、今度の場合は意思と能力ということで判断する

と、いわゆる法の体系としては輸出取引あるいは輸出業者といふことを対象にいたしておりますけれども、実際の運用に当たりまして、輸出品を生産してお

る重要な輸出品の製造メーカーといふ

ようなものが、若しその人たちが輸出

をしようとすれば簡単にやれることで

ありますので、いわゆる新規業者よ

りも、より以上に輸出品のメーカーと

いうものは輸出の意思と能力あるもの

と判定できるものではないかといふ解

釈からいたしまして、輸出品における

重大な関係のあるメーカーは、輸出業

者と判断して、輸出組合に参加を願う

というような解釈をいたしております

と、こういう御答弁であります。この点

は私が過日休んでおりますときに改進

する希望がある場合には組合を結成することを認めるのであります。この点について御答弁を願いたいと思います。

おつた経緯申上げますように、輸出業者なり販売業者が一部国内取引に

おつた経緯もございまして、今度の場合は意思と能力ということで判断する

と、いわゆる法の体系としては輸出取

引あるいは輸出業者といふことを対象にいたしておりますけれども、実際の運

用に当たりまして、輸出品を生産してお

る重要な輸出品の製造メーカーといふ

よりも、より以上に輸出品のメーカーと

いうものは輸出の意思と能力あるもの

と判定できるものではないかといふ解

釈からいたしまして、輸出品における

重大な関係のあるメーカーは、輸出業

者と判断して、輸出組合に参加を願う

というような解釈をいたしております

と、こういう御答弁であります。この点

は私が過日休んでおりますときに改進

することを認めるのであります。この点

について御答弁を願いたいと思ひます。

おつた経緯申上げますように、輸出業

者なり販売業者が一部国内取引に

おつた経緯もございまして、今度の場合は意思と能力ということで判断する

と、いわゆる法の体系としては輸出取

引あるいは輸出業者といふことを対象に

いたしておりますけれども、実際の運

用に当たりまして、輸出品を生産してお

る重要な輸出品の製造メーカーといふ

よりも、より以上に輸出品のメーカーと

いうものは輸出の意思と能力あるもの

と判定できるものではないかといふ解

釈からいたしまして、輸出品における

重大な関係のあるメーカーは、輸出業

者と判断して、輸出組合に参加を願う

と、いわゆる法の体系としては輸出取

引あるいは輸出業者といふことを対象に

いたしておりますけれども、実際の運

用に当たりまして、輸出品を生産してお

る重要な輸出品の製造メーカーといふ

よりも、より以上に輸出品のメーカーと

いうものは輸出の意思と能力あるもの

と判定できるものではないかといふ解

釈からいたしまして、輸出品における

重大な関係のあるメーカーは、輸出業

者と判断して、輸出組合に参加を願う

というような解釈をいたしております

と、こういう御答弁であります。この点

は私が過日休んでおりますときに改進

することを認めるのであります。この点

について御答弁を願いたいと思ひます。

おつた経緯申上げますように、輸出業

者なり販売業者が一部国内取引に

おつた経緯もございまして、今度の場合は意思と能力ということで判断する

と、いわゆる法の体系としては輸出取

引あるいは輸出業者といふことを対象に

いたしておりますけれども、実際の運

用に当たりまして、輸出品を生産してお

る重要な輸出品の製造メーカーといふ

よりも、より以上に輸出品のメーカーと

いうものは輸出の意思と能力あるもの

と判定できるものではないかといふ解

釈からいたしまして、輸出品における

重大な関係のあるメーカーは、輸出業

者と判断して、輸出組合に参加を願う

と、いわゆる法の体系としては輸出取

引あるいは輸出業者といふことを対象に

いたしておりますけれども、実際の運

用に当たりまして、輸出品を生産してお

る重要な輸出品の製造メーカーといふ

よりも、より以上に輸出品のメーカーと

いうものは輸出の意思と能力あるもの

と判定できるものではないかといふ解

釈からいたしまして、輸出品における

重大な関係のあるメーカーは、輸出業

者と判断して、輸出組合に参加を願う

というような解釈をいたしております

と、こういう御答弁であります。この点

は私が過日休んでおりますときに改進

することを認めるのであります。この点

について御答弁を願いたいと思ひます。

おつた経緯申上げますように、輸出業

者なり販売業者が一部国内取引に

おつた経緯もございまして、今度の場合は意思と能力ということで判断する

と、いわゆる法の体系としては輸出取

引あるいは輸出業者といふことを対象に

いたしておりますけれども、実際の運

用に当たりまして、輸出品を生産してお

る重要な輸出品の製造メーカーといふ

よりも、より以上に輸出品のメーカーと

いうものは輸出の意思と能力あるもの

と判定できるものではないかといふ解

釈からいたしまして、輸出品における

重大な関係のあるメーカーは、輸出業

者と判断して、輸出組合に参加を願う

と、いわゆる法の体系としては輸出取

引あるいは輸出業者といふことを対象に

いたしておりますけれども、実際の運

用に当たりまして、輸出品を生産してお

る重要な輸出品の製造メーカーといふ

よりも、より以上に輸出品のメーカーと

いうものは輸出の意思と能力あるもの

と判定できるものではないかといふ解

釈からいたしまして、輸出品における

重大な関係のあるメーカーは、輸出業

者と判断して、輸出組合に参加を願う

というような解釈をいたしております

と、こういう御答弁であります。この点

は私が過日休んでおりますときに改進

することを認めるのであります。この点

について御答弁を願いたいと思ひます。

おつた経緯申上げますように、輸出業

者なり販売業者が一部国内取引に

おつた経緯もございまして、今度の場合は意思と能力ということで判断する

と、いわゆる法の体系としては輸出取

引あるいは輸出業者といふことを対象に

いたしておりますけれども、実際の運

用に当たりまして、輸出品を生産してお

る重要な輸出品の製造メーカーといふ

よりも、より以上に輸出品のメーカーと

いうものは輸出の意思と能力あるもの

と判定できるものではないかといふ解

釈からいたしまして、輸出品における

重大な関係のあるメーカーは、輸出業

者と判断して、輸出組合に参加を願う

と、いわゆる法の体系としては輸出取

引あるいは輸出業者といふことを対象に

いたしておりますけれども、実際の運

用に当たりまして、輸出品を生産してお

る重要な輸出品の製造メーカーといふ

よりも、より以上に輸出品のメーカーと

いうものは輸出の意思と能力あるもの

と判定できるものではないかといふ解

釈からいたしまして、輸出品における

重大な関係のあるメーカーは、輸出業

者と判断して、輸出組合に参加を願う

というような解釈をいたしております

と、こういう御答弁であります。この点

は私が過日休んでおりますときに改進

することを認めるのであります。この点

について御答弁を願いたいと思ひます。

おつた経緯申上げますように、輸出業

者なり販売業者が一部国内取引に

おつた経緯もございまして、今度の場合は意思と能力ということで判断する

と、いわゆる法の体系としては輸出取

引あるいは輸出業者といふことを対象に

いたしておりますけれども、実際の運

用に当たりまして、輸出品を生産してお

る重要な輸出品の製造メーカーといふ

よりも、より以上に輸出品のメーカーと

いうものは輸出の意思と能力あるもの

と判定できるものではないかといふ解

釈からいたしまして、輸出品における

重大な関係のあるメーカーは、輸出業

者と判断して、輸出組合に参加を願う

と、いわゆる法の体系としては輸出取

引あるいは輸出業者といふことを対象に

いたしておりますけれども、実際の運

用に当たりまして、輸出品を生産してお

る重要な輸出品の製造メーカーといふ

よりも、より以上に輸出品のメーカーと

いうものは輸出の意思と能力あるもの

と判定できるものではないかといふ解

釈からいたしまして、輸出品における

重大な関係のあるメーカーは、輸出業

者と判断して、輸出組合に参加を願う

というような解釈をいたしております

と、こういう御答弁であります。この点

は私が過日休んでおりますときに改進

することを認めるのであります。この点

について御答弁を願いたいと思ひます。

おつた経緯申上げますように、輸出業

者なり販売業者が一部国内取引に

おつた経緯もございまして、今度の場合は意思と能力ということで判断する

と、いわゆる法の体系としては輸出取

引あるいは輸出業者といふことを対象に

いたしておりますけれども、実際の運

用に当たりまして、輸出品を生産してお

る重要な輸出品の製造メーカーといふ

よりも、より以上に輸出品のメーカーと

いうものは輸出の意思と能力あるもの

と判定できるものではないかといふ解

釈からいたしまして、輸出品における

重大な関係のあるメーカーは、輸出業

者と判断して、輸出組合に参加を願う

と、いわゆる法の体系としては輸出取

引あるいは輸出業者といふことを対象に

いたしておりますけれども、実際の運

用に当たりまして、輸出品を生産してお

る重要な輸出品の製造メーカーといふ

よりも、より以上に輸出品のメーカーと

いうものは輸出の意思と能力あるもの

と判定できるものではないかといふ解

釈からいたしまして、輸出品における

重大な関係のあるメーカーは、輸出業

者と判断して、輸出組合に参加を願う

というような解釈をいたしております

と、こういう御答弁であります。この点

は私が過日休んでおりますときに改進

することを認めるのであります。この点

について御答弁を願いたいと思ひます。

おつた経緯申上げますように、輸出業

者なり販売業者が一部国内取引に

おつた経緯もございまして、今度の場合は意思と能力ということで判断する

と、いわゆる法の体系としては輸出取

引あるいは輸出業者といふことを対象に

いたしておりますけれども、実際の運

用に当たりまして、輸出品を生産してお

る重要な輸出品の製造メーカーといふ

○加藤正人君 それからなお伺いたい
のであります。この従来貿易カルテルを認める場合に三原則が拡大されて四原則になつたのであります。去年私はこの輸出品目、向け先において他の競争者があつた場合に、その他の競争者といふのはやはりカルテル行為をしておる競争者があつた場合に、これに対抗するため協定ができるかといふことを質問したのであります。去る年はまだそういうことは遠慮したいといふようなことであつたのですが、それは今日では認められておることになります。そこで、何故に、この四原則を見ておると、仕向先で外国の業者に迷惑をかけないとか損害を及ぼさないといふことばかり並べておるんで、一応この法文を見るとまだ占領中の國家のように、独立国になつた今日において、何故にこのような気兼ねをしなければならないのかと感ずるような点があるのです。大体このアメリカのことは、輸出取引業においては全然触れてないといふような実情であつて、この日本の品物の輸出価格とかその他についてのこういう協定によつて、安定した取引ができるということを望むのはむしろ諸外国である。然るにこの協定をするに際して何故にかような気兼ねをしなければならないか。むしろこれはむしろ外國では日本の品物は余りにばら／＼な競争があるので、困つておるということを訴えておる。むしろこ^ういう協定面において輸出がされると、これは向うでは喜ぶんではなかろうかと思うのでありますけれども、未だにこの四原則のような何となく氣兼ねをしておるような表現が行われておるということは、何か特に意識的にこう

いうことをしなければならぬ必要があるのか。その点について……。

○政府委員(松尾泰一郎君)　只今のお指摘の点は確かに我々もそういう感じもしないではないのであります。で、実は昨年この輸出取引法を御審議願いましたときにも、三原則では不備ではないかという御指摘もあつたのであります。が、あの当時独立早々にこういう独禁法の除外例を設けるという意味におきまして、どちらかといふと今お話をありましたような氣兼ねをしたような書き方をいたしました。で、じやあ今回の場合はもうこういう原則も入れずに、書かずに自由にやれといふような方法をなせどらぬかというお尋ねであるかと思うのですが、我々もこの法案を立案するときに、今のようなお説に対しましても、論議をいたしたのであります。が、確かにその海外も、日本の或いは安売り競争なり何なりで、却つて不便をこうむつておるという国におきましては、日本側がこういう團結的な行動によつて秩序ある活動をするということには歓迎をしておる國もあるのであります。が、又他方協定とか、或いは輸出組合によりまして、何かこう力強い進出をして来るのではないかということを恐れている國も多々あるのです。従いまして、私たちといましましては、実質が確保できるならば、或る程度この氣兼ねしたような書き方をいたすほうが、国内法と違いまして、海外に影響を持つ法律であります。関係的實質的には、この前の三原則に対し

まして、三つの場合が想えているわけあります。実質的には六原則であるわけうかと思うのであります。まあ現在或いは近い将来を判断いたしますと、実質的な六原則、法文上で言えば四原則であります。つまりで以て事が足りるのではなかろうか。事が足りるとするならば、余り強烈的な表現を持つよりは、これは誰が見ましても当然のことと規定しているという印象も与えますし、何と申しますか、俗に申せば実を取つて上手な表現をしているということを言えるのではないかということです。そういう、今お話をありました氣兼ねをしていいという見方もできます。が、他方非常に上手な言い方をして実を取つていいということも言えるのだけれども、なかなかどうかといふふうに考えるわけではありません。まあそういうふうな見地からいたしまして、原則を全部外してしまつて、輸出業者がこういう協定ができる、或いは輸出組合が、組合員に対する統制ができるというよりも、実が取れるならば、却つてこういう原則を掲げておくほうが海外に対する影響から望ましいのではないかという判断で、依然としてこういう原則を掲げたような次第であります。

の表示をした貨物の輸出取引」三といたしまして、「輸出契約において定める要件を著しく欠く貨物の輸出」第四といたしまして、「前各号に掲げるもの外、国際取引における公正な商慣習による輸出取引であつて、政令で定めるもの」というふうに、一応不公正な輸出取引として四つの場合を書き出しております。第四の、「政令で定めるもの」といいますのは、まだ現在では政令で規定はいたしておりませんが、大体そういうふうな観念を申し述べておきます。

○海野三朗君 そうしますと、この不公正というのは、余り植段が植段に安かつたりする場合も含むわけですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) それは、四の「国際取引における公正な商慣習にもとる輸出取引」という場合に該当する場合がありまして、ダンピングと申しましても、これは分析をいたして御覽になりますといろんな種類のダンピングがありますと、まあそこで、いわゆる俗に言われるダンピングが全部、国際取引におきます公正な商慣習にもとるとかと申しますと、我々は必ずしもそのようには解釈いたしておりませんが、悪質なダンピングならば、この国際上の公正な商慣習にもとるということがあらうかと思います。実けますしもそのようには解釈いたしておりませんが、悪質なダンピングならば、この国際上の公正な商慣習にもとるというもののが学者が解釈しましても四五種類あるようではあります。まだ政令では規定をいたしておりません。正直なところダンピングの定義、この国際上の公正な商慣習にもとるということがあらうかと思います。実けますしもそのようには解釈いたしておりませんが、悪質なダンピングならば、この国際上の公正な商慣習にもとるというので、一応政令で定めるという予定段階では定めておらんような次第であります。

○渕野三朗君（ダンピングの限界など） いうものでしょらか。これは甚はだあり非常に不明確であります。従つてこの規定の仕方が非常にむずかしいわけであります。従いましてダンピングとあります。従いまして、国際的に見れば公正でないといふもの、或る程度のダンピングもこれは国際的に容認されるダンピングがあるように考えております。従いまして実は御指摘のように非常に定義がむずかしいために我々はすべてのダンピングが全部いけないという解釈をしていいないのであります。

○海野三朗君（有難うございました）

○委員長（中川以良君） 本日は一応この程度にとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川以良君） 本日はこれで散会いたします。

午後四時二十二分散会

七月二十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案

二、硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案

（目的）

第一条 この法律は、硫安工業の合理化を促進し、及び硫安の輸出を調整することを目的とする。

Digitized by srujanika@gmail.com

(定義)

第二条 この法律において「硫安」とは、硫酸アンモニア及び攻令で定めるその他のアンモニア系氮素肥料をいう。

(硫安工業の合理化)

第三条 通商産業大臣は、硫安工業の合理化を促進するため必要があると認めるときは、硫安審議会の意見を聞いて、硫安の生産業者に對し、生産設備及び技術の近代化、企業形態の改善その他の措置を講すべき旨を勧告することができる。

第四条 政府は、必要があると認めるとときは、硫安の生産業者に対し、硫安工業の合理化を促進するため必要な資金について、融通のあつ旋その他適切な措置を講するものとする。

(日本硫安輸出株式会社)

第五条 日本硫安輸出株式会社(以下「会社」という。)は、硫安の輸出に關する事業を經營することを目的とする株式会社とする。

(事業の範囲)

第六条 会社は、左の業務を営むものとする。

一 輸出用の硫安の譲受

二 硫安の輸出

三 輸出業者に対する輸出用の硫安の譲渡

四 前三号の業務に附帶する業務

2 前項第一号の硫安の譲受は、臨時硫安需給安定法(昭和二十八年法律第1号)第十一条第一項の規定により通商産業大臣の承認を受ける買入計画に従つて行うものとする。

(商号の使用制限)

第七条 会社以外の者は、その商号中に日本硫安輸出株式会社といふ文字を使用してはならない。

(定款の変更等)

第八条 会社の定款の変更、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じしない。

(監督)

第九条 通商産業大臣は、公共の福祉を確保するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、会社の事務所若しくは倉庫に立ち入り、その帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(日本硫安輸出株式会社)

二 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

(輸出の禁止)

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(輸出の制限)

4 第二条の規定による検査の権限は、一年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

(罰則)

5 第十五条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

(罰則)

6 第十二条の規定に違反して硫安を輸出した者

(罰則)

7 第十三条の規定による命令に違反し、又は第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合においては、

(協定の認可)

第十三条 硫安の生産業者は、臨時硫安需給安定法第十一条第一項の承認があつた後において、通商産業大臣の認可を受けて、会社に譲渡することができる。

(硫安の数量)

8 第十四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、会社の行う正当な行為及び硫安の取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、

(私的独占の禁止及び公正取引の確
保に関する法律の適用除外)

9 第十五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、

(私的独占の禁止及び公正取引の確
保に関する法律の適用除外)

10 第十六条 第九条の規定による命令に違反し、又は第十二条第一項の規定による命令に違反して硫安を輸出した者

(罰則)

11 第十七条 第十条第一項の規定による命令に違反して硫安を輸出した者

(罰則)

12 第十八条 第十条第一項の規定による命令に違反して硫安を輸出した者

(罰則)

13 第十九条 第七条の規定に違反して商号中に日本硫安輸出株式会社といふ文字を使用した者は、一万元以下の過料に処する。

(附則)

14 第二十一条 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十二条及び第十三条の規定は、会社の設立の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

15 第二十二条 この法律は、昭和三十三年七月三十日又は会社の解散の時のいづれか早い時に、その効力を失う。但し、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その後も、なお有する。

16 第二十三条 この法律の施行の際現に硫安の輸出の契約を締結している者は、第十二条の規定にかかるわらず、輸出することを妨げない。

17 第二十四条 通商産業大臣は、発起人を指定して、会社の設立に關する事務を

その違反行為をした会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

18 第二十五条 発起人は、設立の登記をしたと認められなければならない。

19 第二十六条 第二十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

20 第二十七条 第二十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

21 第二十八条 第二十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

22 第二十九条 第二十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

23 第三十条 第二十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

24 第三十一条 第二十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

25 第三十二条 第二十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

26 第三十三条 第二十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

27 第三十四条 第二十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

28 第三十五条 第二十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

29 第三十六条 第二十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

30 第三十七条 第二十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

31 第三十八条 第二十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

32 第三十九条 第二十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

33 第四十条 第二十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

34 第四十一条 第二十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

35 第四十二条 第二十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

36 第四十三条 第二十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

37 第四十四条 第二十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

38 第四十五条 第二十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

39 第四十六条 第二十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

40 第四十七条 第二十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

41 第四十八条 第二十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

42 第四十九条 第二十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

43 第五十条 第二十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

44 第五十二条 第二十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

45 第五十三条 第二十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

5 発起人は、定款を作成して通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。

6 発起人は、設立の登記をしたと認められなければならない。

7 この法律の施行後六月以内にその商号中に日本硫安輸出株式会社といふ文字を使用している者は、この業大に届け出なければならない。

8 第二十五条の規定は、前項の期間内を変更しなければならない。

9 第二十六条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

10 第二十七条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

11 第二十八条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

12 第二十九条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

13 第三十条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

14 第三十二条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

15 第三十四条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

16 第三十六条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

17 第三十七条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

18 第三十八条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

19 第三十九条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

20 第四十条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

21 第四十二条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

22 第四十三条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

23 第四十五条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

24 第四十六条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

25 第四十七条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

26 第四十八条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

27 第四十九条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

28 第五十条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

29 第五十二条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

30 第五十三条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

31 第五十四条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

32 第五十五条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

33 第五十六条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

34 第五十七条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

35 第五十八条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

36 第五十九条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

37 第六十条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

38 第六十一条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

39 第六十二条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

40 第六十三条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

41 第六十四条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

42 第六十五条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

43 第六十六条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

44 第六十七条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

45 第六十八条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

46 第六十九条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

47 第七十条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

48 第七十一条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

49 第七十二条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

50 第七十三条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

51 第七十四条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

52 第七十五条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

53 第七十六条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

54 第七十七条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

55 第七十八条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

56 第七十九条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

57 第八十条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

58 第八十一条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

59 第八十二条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

60 第八十三条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

61 第八十四条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

62 第八十五条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

63 第八十六条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

64 第八十七条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

65 第八十八条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

66 第八十九条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

67 第九十一条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

68 第九十二条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

69 第九十三条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

70 第九十四条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

71 第九十五条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

72 第九十六条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

73 第九十七条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

74 第九十八条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

75 第九十九条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

76 第一百条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

77 第一百零一条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

78 第一百零二条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

79 第一百零三条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

80 第一百零四条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

81 第一百零五条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

82 第一百零六条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

83 第一百零七条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

84 第一百零八条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

85 第一百零九条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

86 第一百一十条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

87 第一百一一条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

88 第一百一十二条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

89 第一百一十三条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

90 第一百一十四条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

91 第一百一十五条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

92 第一百一十六条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

93 第一百一十七条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

94 第一百一十八条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

95 第一百一十九条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

96 第一百二十条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

97 第一百二十二条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

98 第一百二十三条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

99 第一百二十四条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

100 第一百二十五条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

101 第一百二十六条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

102 第一百二十七条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

103 第一百二十八条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

104 第一百二十九条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

105 第一百三十条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

106 第一百三十一条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

107 第一百三十二条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

108 第一百三十三条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

109 第一百三十四条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

110 第一百三十五条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

111 第一百三十六条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

112 第一百三十七条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

113 第一百三十八条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

114 第一百三十九条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

115 第一百四十条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

116 第一百四十一条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

117 第一百四十二条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

118 第一百四十三条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

119 第一百四十四条の規定は、前項に規定する者には、適用しない。

信用協同組合との連携において着々その業績を向上し、信用協同組合も健全なる運営によつて中小企業の振興に参与し國力発展の原動力となつてゐるにもかかわらず、未だに信用組合の育成強化のための障害が完全に除去されないのは誠に遺憾に堪えないから、中小企業の金融難打開のため、(一)信用協同組合の員外預金制限を撤廃すること、(二)総会の代理人員を拡大すること、(三)信用協同組合連合会の出資基準を引き下げること、(四)信用協同組合に出資株金払込み証明を認めること等を実施されたいとの請願。

第一五二号 昭和二十八年七月十
三日受理

電気料金引上げ反対に關する請願
請願者 島根県議會議長 中島
竜一

紹介議員 小瀧 椎君

電気料金は、数次にわたり値上げされたりにもかかわらずまたまた料金値上げの計画を進めてゐる由であるが、電力は国民の生活上衣食に次ぐ必需性をもつものであり、また現段階においては会社自体の經營の合理化によつて容易に解決し得る問題であつて、これを需要者に転嫁して値上げを強行することは国民生活を脅かすばかりでなく産業の發展をも阻止する結果となるから、かかる計画を事前に防止せられたいとの請願。

第二五四〇号 昭和二十八年七月十
三日受理

炭鉱危機打開に關する請願
請願者 福島県石城郡勿来町
長 青天日信治郎外一

紹介議員 田畑 金光君

昭和二十八年九月二十一日印刷

昭和二十八年九月二十二日発行

福島県勿来町は、人口一万七千余をするかつての大半が、中小炭鉱業の從業員が占めており、従つて炭鉱の盛衰は直接町勢に影響している。最近外炭、重油等の輸入、需要家の重油への切替および夏枯れによる需要の減退等諸種の悪条件のため中小炭鉱の操業停止、企業の縮少等により失業者が漸増しただけえ困難な町財政ではこれが負担は不可能であるから、本町救済のため格別の援助を図られたいとの請願。

第二六六三号 昭和二十八年七月十
六日受理

請願者 東京都千代田区丸ノ内
業協会内 岡田五郎外
十六名

紹介議員 岡田 信次君

わが国の鐵道車両輸出等許可に關する
請願
請願者 東京都千代田区丸ノ内
業協会内 岡田五郎外
十六名

電気料金は、数次にわたり値上げされたりにもかかわらずまたまた料金値上げの計画を進めてゐる由であるが、電力は国民の生活上衣食に次ぐ必需性をもつものであり、また現段階においては会社自体の經營の合理化によつて容易に解決し得る問題であつて、これを需要者に転嫁して値上げを強行することは国民生活を脅かすばかりでなく産業の發展をも阻止する結果となるから、かかる計画を事前に防止せられたいとの請願。

第二六六四号 昭和二十八年七月十
日受理

中小炭鉱の危機打開対策に關する陳情
陳情者 福岡県議會議長 田中保
彦

紹介議員 田畑 金光君

福岡県における重要産業である石炭鉱業、とくに中小資本をもつて經營する中小炭鉱は空前の危機を招來し、石炭鉱業存立の重大な岐路に立つてゐるから、これら中小炭坑の危機を開闢し振興を図るため、(一)中小企業が眞にわが國經濟の基幹となり得るための諸方策樹立、(二)重油および外國炭の無計画輸入の制限、(四)中小炭坑の生産費低下、品質引上げと經營安定のため大手資本炭坑所有鉱区を中小炭坑に分割解放、(五)復興、拡充、新企業に関する國の責任による金融政策の確立、(六)中小炭坑の危機打開を労働者の犠牲によることなく炭坑労働者の職場防衛と生活安定の保護対策等を早急かつ強力に実施せられたいとの陳情。

第二二九七号 昭和二十八年七月十五
日受理

石炭産業の危機打開に關する陳情
陳情者 東京都中央区銀座八ノ一
三井銀行二階全固石炭同
業連合会内 野村宗一郎
外三十四名

石炭鉱業は、いまや貯炭の増大と炭価引下げ問題との挙撃を受け、金融上相当の打撃をこうむり中小炭鉱の多数が休廻坑の危機に直面しているから、石炭需給の調整ならびに炭価引下げについて緊急対策を講ぜられたいとの陳情。

第二六六六号 昭和二十八年七月十
日受理

參議院事務局 印刷者 大藏省印刷局